一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字山手三六六、三七二から三七五まで、七九八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山手三六六・三七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町竹垣内字円谷四一〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町一本松字長尾六八四から六八六まで、六九〇から六九二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字長尾六八六、六九二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町大字船津字三田一七一五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三田一七一五の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町三尾川字椎木谷一六四の一・一六八の一・一六九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三百六十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙二四四〇の三五、字ヒタツキ下一九三〇の一三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第三百六十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び恵庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第二百九十二号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十三年三月二十六日から平成三十四年三月三十一日まで
三　施行地区　千葉県柏市小青田字ヤゴ山、字川端、字駒形、字立山及び字大松並びに船戸字富士見の全部の区域並びに船戸字花前、字新町、字本町、字館林及び字矢ノ船、小青田字波洗及び字小船新田並びに大室字小山台、字川端、字寺下前、字前畑、字原畑、字御領前及び字正連寺前の各一部の区域
四　土地区画整理事業の名称　柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月二十六日
七　施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十八年二月八日